

平成 27 年 9 月 1 日

戸塚区長 田雑 由紀乃 様

横浜市戸塚柏桜荘指定管理者選定委員会

委員長 吉田 洋子

横浜市戸塚柏桜荘指定管理者選定委員会の選定結果について（報告）

標記結果について、平成 27 年 5 月 7 日戸地振第 193 号「横浜市戸塚柏桜荘指定管理者選定委員会運営要綱」第 10 条に基づき、別紙のとおり報告します。

「横浜市戸塚柏桜荘 指定管理者選定委員会 選定結果報告書」

横浜市戸塚柏桜荘  
指定管理者選定委員会

選定結果報告書

平成 27 年 9 月

## 1 経緯

横浜市戸塚柏桜荘第3期指定管理者の選定にあたり、横浜市戸塚柏桜荘指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 選定委員会 委員

委員長	吉田 洋子	吉田洋子まちづくり計画室
委員	有賀 美代	戸塚区社会福祉協議会 会長
	岩崎 幸雄	戸塚区老人クラブ連合会 会長
	岩船 弘美	男女共同参画センター横浜 館長
	堀江 睦	税理士

## 3 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者0名） 1 委員長の選出 2 選定スケジュールについて 3 戸塚柏桜荘 第3期指定管理者公募書類の決定	平成27年6月4日（木）
公募書類の配布（ホームページにて公表）	平成27年6月15日（月）～
現地見学会兼公募説明会（参加必須） ※申込は、平成27年7月3日（金）17時まで （申込 1団体、1名）	平成27年7月7日（火）
公募に関する質問受付（質問なし）	平成27年7月8日（水） ～7月10日（金）
応募書類の提出（1団体）	平成27年7月27日（月） ～30日（木）
◆第2回選定委員会（傍聴者0名）審査	平成27年8月20日（木）
審査結果の通知	平成27年9月上旬を予定

◆は選定委員会

## 4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市戸塚柏桜荘 第3期指定管理者 公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、審査として応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各委員が100点満点で採点した上で集計しました。

項目	審査の視点	配点
----	-------	----

1	運営ビジョン		10
	基本理念の理解（応募理由）	区の施策や老人福祉センター周辺地域の特性や課題、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある運営方針（取り組み）が考えられているか。 また、これまでの施設運営の実績（類似の施設運営実績も含む）を踏まえた熱意のある応募理由であるか。	10
2	団体の状況		10
	(1) 団体の理念・基本方針等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	5
	(2) 財務状況	団体の財務状況は健全であり、安定した経営ができる基盤はあるか。	5
3	職員配置・育成		10
	(1) 所長及び職員の確保等	人員配置及び勤務体制が整っているか。	5
	(2) 職員の育成・研修	老人福祉センターの機能を発揮するための職員育成や、資質向上の研修が具体的・効果的に計画されているか。	5
4	施設の管理運営		20
	(1) 施設及び設備の維持保全及び管理・小破修繕への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）計画及び、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5
	(2) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応及び防災に対する取組	①事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。 ②市（区）防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	5
	(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5
	(4) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取り組みが適切であるか。 ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重など本市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5
5	事業の企画・実施（老人福祉センターの基本的な機能について）		20
	(1) 事業計画、事業展開	高齢者の社会活動を支援するの場の提供や、各種相談、並びに教養の向上及び趣味やレクリエーションの機会の提供など、魅力的かつ具体的な事業計画、事業展開になっているか。また、高齢者の健康づくりや介護予防の推進に積極的であり、具体的な取組が提案されているか。さらに、老人福祉センター内にとどまらず、センター外でのPR活動やイベント開催など、老人福祉センターから健康増進、介護予防、生きがい作りなどに、つながる情報発信の手法についてアイデアがあるか。	10
	(2) 施設の利用促進	質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか。（高齢者の仲間づくりの支援に積極的であるとともに、個人利用者に十分に配慮しているか。）	5

		利用者数、稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	
	(3) 通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	公の施設における事業提供である認識があり、介護予防支援事業者との連携体制等についても十分に考慮されているか。	5
6 区として強化を求める事項			20
	(1) 多様なニーズに対応した新たな利用者の獲得	施設の有効活用を一層促進していくために、多様化するニーズを的確に把握するとともに、新たな利用者が使いやすいと思えるような取組を提案できているか。	10
	(2) 地域交流と世代間交流	地域との交流や近隣に学校等があることを活かした世代間交流の場として積極的な活動を行っているか。	10
7 収支計画及び指定管理料			10
	(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5
	(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特長や課題に応じた、費用配分となっているか。	5
合 計			100

## 5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

### 【公募要項 ページ 14 5 公募及び選定に関する事項 (5) 応募条件等について】

#### ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。(以下「団体」という)

#### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

## 6 応募団体（1団体）

(1) 社会福祉法人朋光会

## 7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者に決定しました。

順位	団体名
指定候補者	社会福祉法人朋光会

## 8 得点

	選定の評価基準	配点	指定候補者
(1)	運営ビジョン	50点	44点
(2)	団体の状況	50点	43点
(3)	職員配置・育成	50点	40点
(4)	施設の管理運営	100点	89点
(5)	事業の企画・実施（老人福祉センターの基本的な機能について）	100点	80点
(6)	区として強化を求める事項	100点	75点
(7)	収支計画及び指定管理料	50点	39点
合計		500点	410点

## 9 審査講評

### 指定候補者（社会福祉法人朋光会）

老人福祉センターが果たすべき基本的な事業としての各種相談・健康増進・教養向上・レクリエーション機会の提供などについて安定感のある提案がなされている。

また、60歳代前半の利用促進、新規獲得にも意欲を見せるとともに、世代間交流の促進や予約がない諸室について地域開放についても言及している。これらの提案内容については、具体的であり、これまでの実績から見て実効性は十分あるものと判断した。

今後、提案された業務を確実に進めていくことは、もちろんのことであるが高齢化が進む中  
にあって、高齢者が心身ともに健康を確保できるようにするため、例えば、戸塚柏桜荘で行う  
イベント等にボランティア的に参画をしていただき、それが生きがいにつながるような雰囲気  
づくりを行うとか、施設内にフリースペースを設けて幅広い年齢層にも利用していただくなど  
の工夫がなされれば、さらに充実した施設運営が可能になると考える。

なお、現実的に事業を実施していくにあたっては、収支バランスを見ながらの執行となるの  
で、困難を伴う場合もあるが、戸塚区の未来のために十分に力を発揮されることを期待する。